3. 国選弁護等関連業務

3-1 令和元年度における業務の概況

被疑者国選弁護人制度とは、勾留された(勾留状を発せられた)被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国(裁判所)が弁護人(被疑者国選弁護人)を選任する制度である。法テラスは、平成18年10月の同制度開始当初から、被疑者国選弁護人を選任するための役割(被疑者国選弁護人候補者の指名通知業務)を担ってきた。

制度開始時点の被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物等放火などの重大事件(死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件)に限られていたが、平成21年5月21日(裁判員制度施行と同日)に、対象事件が拡大(死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件。窃盗や詐欺等も該当)され、対象事件数は約10倍に増加した。さらに、平成30年6月1日には、勾留状が発付された全ての被疑事件にまで対象事件が拡大された。

また、法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名通知を行う運用をしており、99%以上は24時間以内に指名通知を行っている。

令和元年度も、迅速な指名通知を行うための体制整備や運用改善に努め、99.9%の事件について24時間以内に指名通知を行った。

3-2 国選弁護関連業務

(1)業務の概要

法テラスは、国選弁護事件及び国選付添事件に関し、①国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約の締結、②個別の事件における 国選弁護人及び国選付添人候補者の指名及び裁判所、裁判長又は裁判官(以下「裁判所等」)への通知、③国選弁護人及び国選付添人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている。

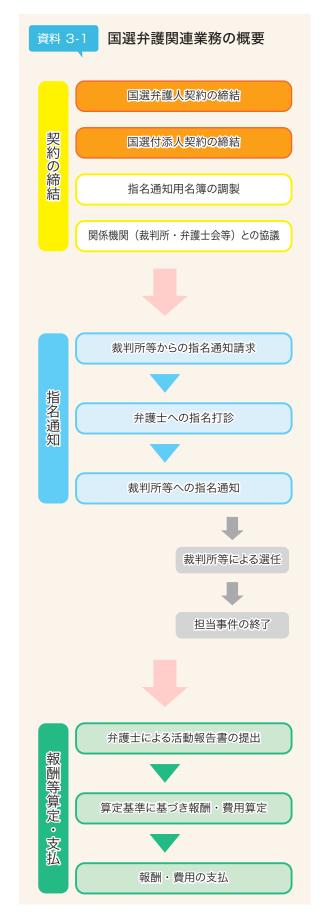
(2) 国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人(被 疑者)や起訴された人(被告人)が、貧困等の理 由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請 求又は法律の規定により、裁判所等が弁護人を選 任する制度である。

統計年報によれば、令和元年に国選弁護人が付された割合は、被疑者国選弁護事件については86.7%(注1)、被告人事件については、地裁事件で85.4%、簡裁事件で92.4%(注2)であった。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件(死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件)に関して国選弁護人が付されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など(死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件)の被疑者についても国選弁護人が付されることとされた(いずれも、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合)。

「3-1」で述べたとおり、平成30年6月1日 以降の被疑者国選弁護事件の対象は、勾留状の発 せられた全ての事件に拡大されることになり、暴 行、住居侵入など従前の被疑者国選対象事件より



軽い法定刑の事件に関しても国選弁護人が付されることになった。

- (注1) 令和元年検察統計年報及び令和元年司法統計年報の数値を基に算出
- (注2) 令和元年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人が付いた被告人数に対する、国選弁護人が選任された者の数の割合

資料 3-2 勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が付された割合

<被疑者>	勾留状発付数	選任数	2/1
	1	2	
令和元年	90,359	78,301	86.7%

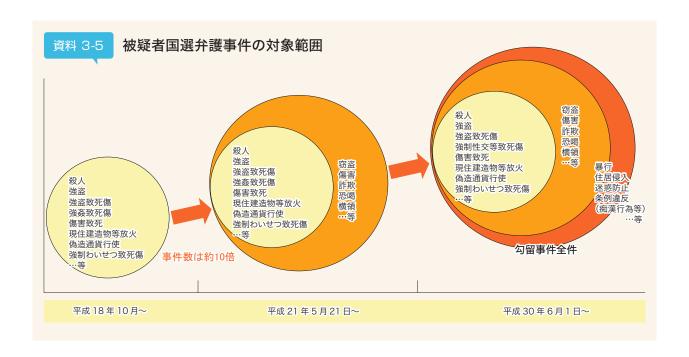
(注) ①は令和元年検察統計年報、②は令和元年司法統計年報を基に作成

資料 3-3 通常第一審事件のうち国選弁護人が付された割合

<被告人>	>					
		終局総人員	うち弁護人の	@ /@		
			うち国選		3/2	
		1	2	3		
令和元年	地裁	48,751	48,538	41,456	85.4%	
고선나나	簡裁	4,511	4,441	4,102	92.4%	

(注) ①~③はいずれも令和元年司法統計年報を基に作成

資料 3-4 刑事事件の流れと国選弁護制度 捕 捜査段階 48 時間以内 平成 18年 10月~重大事件のみ(殺人・放火など) 被疑者国選弁護 検察官送致 平成 21 年 5 月~対象拡大 (上記に加え窃盗・傷害など) 24 時間以内 (被疑者段階) 勾留請求 平成30年6月~全勾留事件に拡大(上記に加え暴行、 国選弁護人選任 勾留状発付 住居侵入など) 起 訴 不起訴 公判段階 公判前整理手続 被告人国選弁護 (被告人段階) 冒頭手続 証拠調べ手続 公判 弁論手続 判決



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

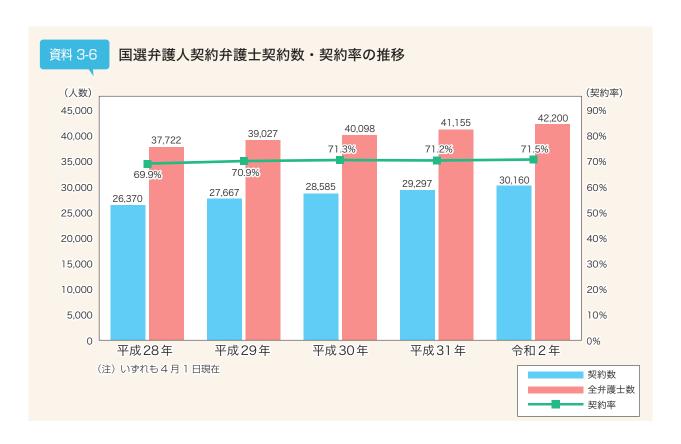
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士(以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。)の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約(一般国選弁護人契約)と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約(勤務契約)の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士(常勤弁護士)である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款(平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、令和元年9月5日法務大臣認可版が現在の最新版。以下「国選弁護人契約約款」)によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項、並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得て毎年増加し、令和2年4月1日時点で30,160名となっており、これは全国の弁護士数の約71.5%に当たる。

THE

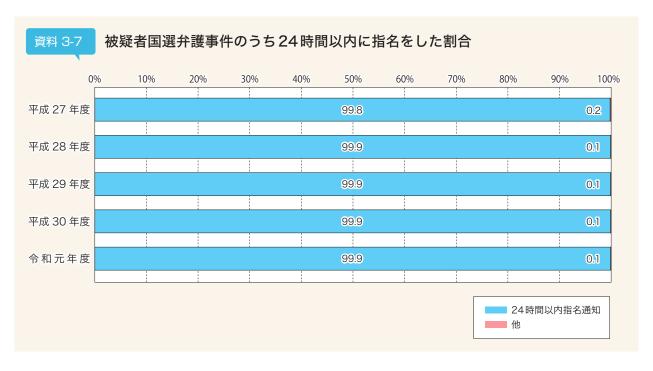


(4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等か ら国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選 弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体 制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての 地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護事件用名簿、 被告人国選弁護事件用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは具体的には、地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選弁 護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選弁護事件については原則と して24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用をしている。なお、被疑者国選弁護事件 については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、 平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、令和元年度においては、99.9%と極めて 高い割合となっている。



一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成31年4月から令和2年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護事件は80,145件、被告人国選弁 護事件は53,010件(合計133,155件)であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護事件は 約6,679件、被告人国選弁護事件は約4,418件(合計約11,097件)であり、前年度における1か月当 たりの平均件数から被疑者は約114件増加し、被告人は約71件減少した。

被疑者国選弁護事件については平成24年度以降緩やかな減少傾向にあったが、平成30年6月1日から対象事件が全ての勾留事件に拡大したため、平成30年度から増加に転じ、令和元年度は前年度より約1.7%増加した。一方、被告人国選弁護事件については、平成21年度以降緩やかな減少傾向にあり、令和元年度は前年度より約1.6%減少した。

Hill





(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

アの概要

国選弁護人に対して支給する報酬及び費用は、従前は裁判所が金額を決定し支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始以降は、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬及び費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」(以下「算定基準」)に基づき算定される。算定基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標を基に、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、① 労力に見合った報酬を基本とした上で(労力基準)、②一定の成果に対しては別途報酬(成功報酬)の加算を行う(成果基準)、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護事件については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することにしている。具体的には、4日に1回の接見を基準接見回数と定めて、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準接見回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、基準接見回数だけでは評価しきれない一定類型の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-10

被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬		基準接見回数に満たない接見回数の場合 20,000円×接見回数 基準接見回数以上の接見をした場合 20,000円×(基準接見回数-1)+26,400円									
	基準1回超	+10,000円									
	基準2回超	+16,000円									
多数回接見加算報酬	基準3回超から9回超まで	上記16,000円に加え3回目以降1回につき+4,000円									
	基準10回超以上	基準9回超までの多数回接見加算の合計額44,000円に加え、基準1回超以降1回につき+3,000円(上限あり)									

次に、第一審の被告人国選弁護事件については、①労力基準として、公判期日における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することにしている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別(即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件)によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標を基に類型分けをして、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定類型の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実に比べて法定刑が軽い罪の事実が認定(縮小認定)されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護事件についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの 報酬及び費用が定められている。

資料 3-11

被告人国選弁護事件(裁判員裁判事件以外)の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護人2名以上	弁護人1名
公判前整理手続1~4回	(裁判官1裁判員4) 170,000円 (裁判官3裁判員6) 190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5~7回 (かつ公判3日以上)	240,000円	300,000円
公判前整理手続8~10回 (かつ公判3日以上)	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 (かつ公判4日以上)	400,000円	500,000円

資料 3-13

被告人国選弁護事件の公判加算報酬

	公判時間	公判1回目	公判 2 回目以降
	~ 45分未満	0円	5,800円
	45分~1.5時間未満	5,800円	8,200円
例:地裁単独	1.5時間 ~ 2.5時間未満	8,200円	13,600円
79・地級半3五	2.5時間 ~ 3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間 ~ 4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間 ~ 5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間 ~	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び 費用を請求する。法テラスは、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給 すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。

ところで、報酬及び費用の算定根拠となる算定基準は、改正を経るごとに複雑化しており、その適用

に際して過誤を生じる危険がある。そこで、複雑化した算定基準への対応を確実なものとするため、本部に、報酬及び費用の計算を専門的に行うことを目的とした国選弁護等報酬算定業務室を設置し、平成26年2月から、全国の地方事務所での報酬及び費用の算定前に、同室に報酬及び費用の計算を依頼する仕組みにした。

このような手続を経て算定された報酬及び費用の金額並びに内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスは、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する平成31年4月から令和2年3月までの不服申立件数は、合計291件であり、1か月あたり約24件であって、前年度における1か月あたり平均件数約29件に比べて減少した。

また、報酬算定に対する不服申立てについて「判断が容易であり、理事長による判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理する制度を導入して10年目に入った令和元年度は、29件(約10.0%)が地方事務所限りで処理されており、制度の運用は相当程度定着しているといえる。

(6) 国選算定基準の改正

算定基準を改正するためには、総合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣の協議、法務大臣から 最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法 務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約のもとでは、改正の実現は容易 ではない。しかし、法テラスでは、国選弁護人契約弁護士からの不服申立てを受け止め、必要に応じて 算定基準改正のための手続をとってきた。次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護算定基準の改正に 結実したもののうちの主なものである。

- ①平成19年4月1日の改正では、示談について、全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ②平成19年11月1日の改正では、否認事件等について、200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③平成20年9月1日の改正では、それまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の 見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円(を上限とする実費)に増額した。
- ⑤平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書(住民票や戸籍謄本等)の発行手数料についても、訴訟準備費用の支給対象になった。
- ⑥平成30年2月14日の改正では、勾留期間延長決定に対する準抗告の申立てにより、原決定の取消し、 勾留延長請求の却下及び被疑者の釈放があった場合も、新たに支給対象になり、また、上訴国選弁護 人が上訴取下げにより国選弁護人の選任の効力が失われたことを知るまでの間に行った活動費用(交 通費等)なども支給対象となった。

3-3 国選付添関連業務

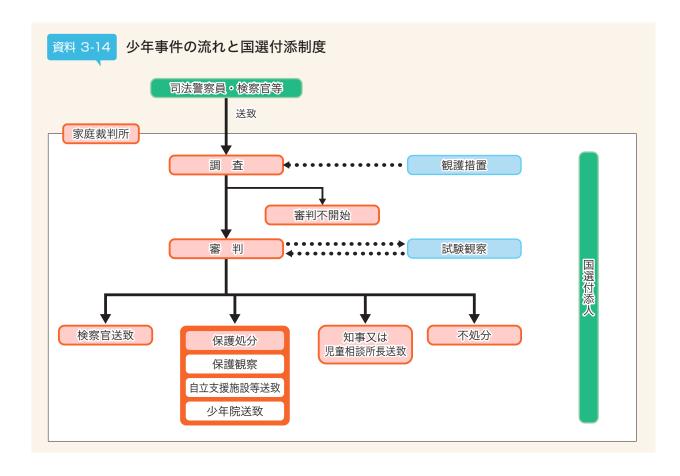
(1)業務の概要

法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、 国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付 添人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている。

この業務を始めたときには、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた(少年法第22条の2第1項)。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ(同法第22条の3第1項)、また、少年を少年鑑別所に収容する決定(観護措置)がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができるとされていた(同法22条の3第2項)。

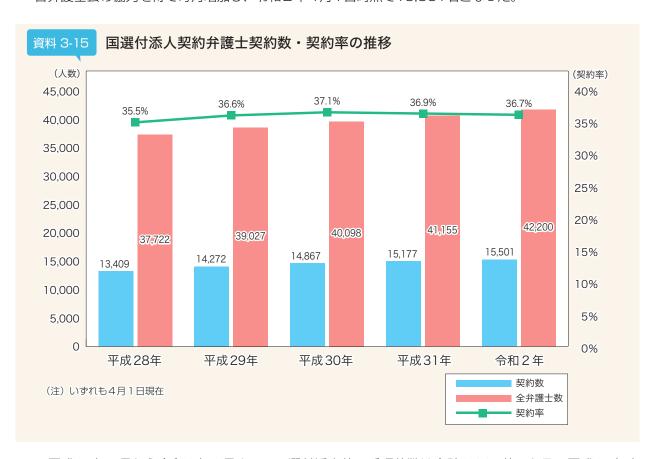
その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法第211条(業務上過失致死傷等)の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった(少年法第22条の4第1項。なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された。)が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり(同法第22条の5第2項)、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象



となる事件の範囲がさらに拡大することとなった。

国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得て毎月増加し、令和2年4月1日時点で15,501名となった。



平成31年4月から令和2年3月までの国選付添事件の受理件数は合計3,325件である。平成27年度 以降、受理件数は横ばい状態であり、令和元年度は前年度より4.7%減少している。国選付添人の選任 率は、終局総人員中15.7%、観護措置人員中66.3%、付添人選任数中70.1%である。



害対応

資料 3-17 一般保護事件のうち国選付添人が付された割合

	終局総人員	うち観護 措置あり	うち付え	添人あり うち国選 付添人あり	終局総人員中 の選任率 ④/①	観護措置人員 中の選任率 ④/2	付添人選任数 中の選任率 ④/3
	1	2	3	4			
令和元年	19,589	4,626	4,375	3,068	15.7%	66.3%	70.1%

(注1) ①②は令和元年司法統計年報を基に作成、③④は最高裁判所の提供値によるもの

(注2) 国選付添人選任数は法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬及び費用は、国選弁護人契約約款における算定基準と同様の考え方の下に設計されており、国選付添人については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することにしている。前記(1)のとおり、国選付添人が付される事件は、手続の類型(検察官が関与しない単独事件、検察官が関与しない合議事件、検察官が関与する事件)に応じて算定基準を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定類型の活動については、別立てで労力を評価する指標を設けている。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分に付さない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添事件についても、国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-18 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件(検察官不関与)	90,000円
合議事件(検察官不関与)	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-19 実質審理期日に対する加算報酬

	審理時間	審理1回目	審理2回目以降	
	~ 45分未満	0円	6,400円	
	45分~1.5時間未満	6,400円	9,600円	
(別・労祉 (投衆ウ末間に)	1.5時間~ 2.5時間未満	9,600円	16,800円	
例:単独(検察官不関与)	2.5時間~ 3.5時間未満	16,800円	25,900円	
	3.5時間~ 4.5時間未満	25,900円	37,200円	
	4.5時間~ 5.5時間未満	37,200円	52,000円	
	5.5時間~	52,000円	61,100円	

国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移(地方事務所別)

地	方	平成2	8年4月1E	3現在	平成2	9年4月10	3現在	平成3	0年4月10	日現在	平成3	1年4月10	 ∃現在	令和2	2年4月1E	3現在
事	务所	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
札	幌	569	754	75.5%	543	772	70.3%	571	799	71.5%	589	807	73.0%	603	812	74.3%
函	館	48	53	90.6%	50	55	90.9%	50	56	89.3%	50	54	92.6%	50	54	92.6%
旭	Ш	67	72	93.1%	71	76	93.4%	68	72	94.4%	67	73	91.8%	73	79	92.4%
釧	路	71	76	93.4%	73	77	94.8%	74	78	94.9%	76	81	93.8%	75	80	93.8%
青	森	108	117	92.3%	106	120	88.3%	100	113	88.5%	100	113	88.5%	100	114	87.7%
岩	手	96	100	96.0%	98	104	94.2%	95	104	91.3%	96	104	92.3%	98	102	96.1%
宮	城	371	440	84.3%	377	439	85.9%	396	453	87.4%	398	457	87.1%	407	471	86.4%
秋	⊞	68	78	87.2%	68	79	86.1%	69	77	89.6%	69	77	89.6%	65	76	85.5%
Ш	形	85	95	89.5%	92	101	91.1%	92	97	94.8%	93	99	93.9%	95	103	92.2%
福	島	185	194	95.4%	188	198	94.9%	191	203	94.1%	189	201	94.0%	185	200	92.5%
茨	城	244	269	90.7%	250	281	89.0%	257	288	89.2%	256	287	89.2%	268	300	89.3%
栃	木	170	211	80.6%	179	218	82.1%	183	222	82.4%	188	227	82.8%	188	228	82.5%
群	馬	248	278	89.2%	252	279	90.3%	261	290	90.0%	263	295	89.2%	267	306	87.3%
埼	玉	666	800	83.3%	696	830	83.9%	732	869	84.2%	754	881	85.6%	756	903	83.7%
Ŧ	葉	660	750	88.0%	681	775	87.9%	709	799	88.7%	729	816	89.3%	727	829	87.7%
東	京	10,678	17,592	60.7%	11,220	18,255	61.5%	11,683	18,880	61.9%	12,126	19,588	61.9%	12,826	20,258	63.3%
	5川	1,291	1,532	84.3%	1,352	1,597	84.7%	1,409	1,637	86.1%	1,452	1,657	87.6%	1,486	1,695	87.7%
新	潟	241	268	89.9%	251	277	90.6%	254	281	90.4%	253	289	87.5%	255	287	88.9%
富	Ш	95	114	83.3%	106	122	86.9%	109	125	87.2%	108	122	88.5%	104	120	86.7%
石	Ш	162	165	98.2%	165	173	95.4%	168	174	96.6%	165	173	95.4%	165	172	95.9%
福	井	92	103	89.3%	94	103	91.3%	98	108	90.7%	104	113	92.0%	103	117	88.0%
Ш	梨	110	120	91.7%	112	121	92.6%	113	122	92.6%	118	128	92.2%	119	128	93.0%
長	野	221	241	91.7%	228	244	93.4%	230	244	94.3%	236	249	94.8%	236	255	92.5%
岐	阜	163	189	86.2%	166	194	85.6%	166	203	81.8%	170	204	83.3%	168	207	81.2%
静	=	390	447	87.2%	410	465	88.2%	422	481	87.7%	430	498	86.3%	427	503	84.9%
愛	知	1,529	1,860	82.2%	1,612	1,924	83.8%	1,662	1,963	84.7%	1,696	1,996	85.0%	1,696	2,039	83.2%
三	重	171	187	91.4%	178	190	93.7%	166	184	90.2%	166	187	88.8%	173	194	89.2%
滋	聖	106	144	73.6%	106	146	72.6%	118	154	76.6%	119	149	79.9%	113	155	72.9%
京	都	584	733	79.7%	609	754	80.8%	617	772	79.9%	630	787	80.1%	643	813	79.1%
	阪	2,565		59.2%	2,819		63.2%	2,920	4.566	64.0%	2,903		62.4%	2,974		63.0%
大	庫	638	4,331 874	73.0%	686	4,461 914	75.1%	706	933	75.7%	751	4,652 970	77.4%	745	4,717 978	76.2%
兵奈	良				156			158	173	91.3%			90.3%	158		89.8%
		149	165	90.3%		169	92.3%				159	176	90.3%		176	
	歌 山 取	129	146	88.4%	128	143	89.5%	130	146	89.0%	130	144		128	145	88.3% 100.0%
鳥	-00	65	66	98.5%	64	64	100.0% 91.3%		65	98.5%	66	66	100.0%	67	67	00000
島	根	75	79	94.9%	73	80		74	82	90.2%	76	85	89.4%	75	85	88.2%
	Ш	307	381	80.6%	314	397	79.1%	322	401	80.3%	335	408	82.1%	334	410	81.5%
広	島	427	560	76.3%	441	578	76.3%	442	583	75.8%	448	594	75.4%	434	607	71.5%
<u>Ш</u>		140	163	85.9%	145	170	85.3%	152	176	86.4%	152	177	85.9%	148	176	84.1%
徳	島	82	92	89.1%	89	96	92.7%	86	93	92.5%	85	93	91.4%	82	90	91.1%
香	Ш	127	172	73.8%	128	175	73.1%	129	172	75.0%	134	177	75.7%	141	184	76.6%
愛	媛	125	163	76.7%	130	166	78.3%	131	164	79.9%	129	166	77.7%	129	165	78.2%
高	知	79	88	89.8%	79	89	88.8%	77	86	89.5%	82	88	93.2%	84	90	93.3%
福	岡	880	1,195	73.6%	960	1,244	77.2%	986	1,286	76.7%	1,014	1,319	76.9%	1,049	1,373	76.4%
佐	賀	92	100	92.0%	95	103	92.2%	96	105	91.4%	98	108	90.7%	99	107	92.5%
長	崎	142	156	91.0%	147	163	90.2%	147	159	92.5%	149	161	92.5%	148	159	93.1%
熊	本	222	266	83.5%	230	273	84.2%	237	281	84.3%	236	282	83.7%	231	282	81.9%
大	分	141	156	90.4%	143	160	89.4%	141	161	87.6%	140	156	89.7%	140	159	88.1%
宮	崎	123	136	90.4%	127	142	89.4%	128	139	92.1%	121	136	89.0%	120	136	88.2%
	見島	190	197	96.4%	195	207	94.2%	199	211	94.3%	203	217	93.5%	206	221	93.2%
沖	縄	183	254	72.0%	185	264	70.1%	197	268	73.5%	196	268	73.1%	197	273	72.2%
合	計	26,370	37,722	69.9%	27,667	39,027	70.9%	28,585	40,098	71.3%	29,297	41,155	71.2%	30,160	42,200	71.5%

国選弁護事件受理件数の推移(地方事務所・支部別)

(件)

·	平成27年度		平成2	8年度	平成29	9年度	平成3	0年度	(件)		
地方事務所	被疑者	被告人									
札幌	1,605	1,527	1,497	1,379	1,707	1,399	1,701	1,301	1,473	1,229	
函館	201	192	162	147	164	146	220	131	191	121	
旭川	296	273	264	230	238	195	305	192	233	171	
釧路	369	346	353	312	325	270	358	251	345	253	
青森	438	368	324	330	322	363	353	320	426	287	
岩手宮城	440 1,328	356 1,032	411 1,052	364 1,006	358 1,099	327 834	474 1,274	328 821	481 1,385	327 867	
宮城秋田	269	311	338	359	296	313	324	304	276	297	
山形	444	353	462	374	333	250	369	255	413	281	
福島	975	800	818	739	739	693	891	692	962	625	
茨城	1,561	1,282	1,456	1,182	1,378	1,343	1,851	1,235	1,769	1,172	
栃木	1,069	990	1,014	960	1,044	1,015	1,188	968	1,261	906	
群馬	1,649	1,048	1,443	887	1,356	828	1,660	864	1,585	747	
埼玉	2,943	2,209	2,982	2,073	2,739	1,814	3,638	1,741	4,154	2,028	
川越	656	475	664	440	554	369	662	282	905	383	
千葉 松戸	3,173	2,488	2,946	2,420	2,685	2,058 366	3,459	2,017	3,531	2,186	
松 戸 東 京	642 7,142	372 7,934	572 6,881	315 7,831	610 6,842	8,260	826 9,597	364 8,981	760 9,773	358 8,453	
多摩	1,935	1,207	1,756	995	1,688	1.025	2,492	1,199	2,478	1,050	
神奈川	2,890	1,868	2,563	1,911	2,466	1,827	2,851	1,749	2,798	1,519	
川崎	573	373	597	335	516	321	600	324	681	286	
小田原	561	352	632	494	547	492	589	317	527	276	
新 潟	978	763	943	780	935	730	1,096	781	1,052	714	
富山	274	191	298	215	304	200	448	225	333	238	
石川	550	518	611	430	445	331	634	402	710	407	
福井	440 364	318 398	416 354	230 364	414 354	269 424	455	211	505 515	222 499	
山 梨 長 野	720	685	622	576	587	563	518 624	504 521	647	566	
岐阜	916	628	814	584	646	511	902	690	1,122	804	
静岡	645	418	572	402	550	376	693	391	743	365	
浜松	722	603	750	561	638	431	804	409	803	400	
沼 津	777	519	800	472	625	459	1,017	433	853	469	
愛知	3,585	2,842	3,570	2,537	3,499	2,211	4,518	2,191	4,959	2,487	
三河	1,314	888	1,339	781	1,216	789	1,492	679	1,614	658	
三重	828	614	769	644	779	644	871	623	947	728	
滋 賀 京 都	792 1,643	550 1,216	693 1,492	528 1,082	768 1,495	530 944	888 1,809	625 1,093	823 1,575	632 913	
大阪	5,627	5,415	5,474	5,379	5,165	4,964	5,525	4,893	5,846	5,300	
兵庫	1,669	1,244	1,582	1,143	1,681	1,323	2,356	1,236	2,289	1,181	
姫 路	911	785	807	605	985	669	1,120	560	1,027	572	
阪 神	712	523	740	538	820	571	980	503	988	499	
奈 良	840	614	802	581	642	472	690	473	761	533	
和歌山	515	504	551	425	607	417	583	398	584	372	
鳥取	232	174	239	181	254	181	306	224	293	203	
島根岡山	239 1,009	262 777	270 1,011	301 858	290 973	222 860	377 1,204	269 852	284 1,222	247 781	
広島	1,544	1,256	1,498	1,171	1,431	914	1,836	1,094	1,222	1,081	
<u>ш</u> =	634	490	702	549	743	662	753	749	724	570	
徳島	374	381	329	334	305	291	309	280	318	257	
香川	649	841	619	800	508	724	585	790	772	746	
愛 媛	795	834	655	770	541	668	729	661	466	510	
高知	374	462	404	441	372	420	419	389	411	331	
福岡	2,672	2,613	2,383	2,338	2,306	2,111	3,002	2,123	3,026	2,066	
北九州	1,070	1,082	951	893	822	674	1,080	743	1,139	753	
佐 賀 長 崎	586 493	435 444	510 433	406 403	413 481	345 407	373 499	291 402	355 521	274 349	
熊本	873	760	686	611	590	611	725	554	667	539	
大 分	440	444	383	348	475	347	422	321	417	299	
宮崎	593	398	519	365	568	420	497	358	508	354	
鹿児島	624	485	637	636	497	422	579	365	513	360	
沖 縄	1,211	974	1,164	1,043	1,109	1,040	1,380	920	1,502	909	
合 計	70,393	59,504	66,579	56,388	63,839	53,655	78,780	53,862	80,145	53,010	

国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移(地方事務所別)

地	方	平成2	8年4月1日	3現在	平成2	9年4月1日	3現在	平成30	0年4月10	日現在	平成3	1年4月1	日現在	令和2	年4月1E	現在
事務		契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
札	幌	496	754	65.8%	503	772	65.2%	532	799	66.6%	547	807	67.8%	560	812	69.0%
函	館	45	53	84.9%	47	55	85.5%	47	56	83.9%	47	54	87.0%	47	54	87.0%
旭	Ш	61	72	84.7%	65	76	85.5%	63	72	87.5%	62	73	84.9%	68	79	86.1%
釧	路	63	76	82.9%	64	77	83.1%	65	78	83.3%	67	81	82.7%	66	80	82.5%
青	森	90	117	76.9%	86	120	71.7%	84	113	74.3%	85	113	75.2%	86	114	75.4%
岩	手	79	100	79.0%	82	104	78.8%	79	104	76.0%	78	104	75.0%	78	102	76.5%
宮	城	291	440	66.1%	298	439	67.9%	316	453	69.8%	320	457	70.0%	330	471	70.1%
秋	⊞	57	78	73.1%	58	79	73.4%	60	77	77.9%	60	77	77.9%	57	76	75.0%
Ш	形	74	95	77.9%	80	101	79.2%	81	97	83.5%	83	99	83.8%	84	103	81.6%
福	島	154	194	79.4%	161	198	81.3%	163	203	80.3%	163	201	81.1%	158	200	79.0%
茨	城	193	269	71.7%	199	281	70.8%	208	288	72.2%	206	287	71.8%	211	300	70.3%
栃	木	127	211	60.2%	134	218	61.5%	137	222	61.7%	141	227	62.1%	144	228	63.2%
群	馬	189	278	68.0%	192	279	68.8%	203	290	70.0%	209	295	70.8%	217	306	70.9%
埼	玉	427	800	53.4%	458	830	55.2%	491	869	56.5%	508	881	57.7%	514	903	56.9%
千	葉	469	750	62.5%	488	775	63.0%	514	799	64.3%	529	816	64.8%	537	829	64.8%
東	京	2,576	17,592	14.6%	2,723	18,255	14.9%	2,856	18,880	15.1%	2,952	19,588	15.1%	3,058	20,258	15.1%
神系		893	1,532	58.3%	942	1,597	59.0%	985	1,637	60.2%	1,014	1,657	61.2%	1,047	1,695	61.8%
新	潟	168	268	62.7%	178	277	64.3%	178	281	63.3%	178	289	61.6%	180	287	62.7%
富	Ш	75	114	65.8%	86	122	70.5%	90	125	72.0%	85	122	69.7%	84	120	70.0%
石	Ш	114	165	69.1%	119	173	68.8%	125	174	71.8%	124	173	71.7%	126	172	73.3%
福	#	85	103	82.5%	86	103	83.5%	89	108	82.4%	95	113	84.1%	95	117	81.2%
11⊞ 山	梨	87	120	72.5%	89	121	73.6%	90	122	73.8%	93	128	72.7%	94	128	73.4%
	野							182								0 00 000
長	阜	172	241	71.4%	180 125	244	73.8%		244	74.6%	186	249	74.7%	186	255	72.9%
岐		121	189	64.0%		194	64.4%	128	203	63.1%	132	204	64.7%	131	207	63.3%
静	岡	310	447	69.4%	327	465	70.3%	338	481	70.3%	342	498	68.7%	347	503	69.0%
愛	知	784	1,860	42.2%	867	1,924	45.1%	927	1,963	47.2%	970	1,996	48.6%	1,009	2,039	49.5%
=	重	109	187	58.3%	117	190	61.6%	110	184	59.8%	109	187	58.3%	114	194	58.8%
滋	賀	103	144	71.5%	102	146	69.9%	115	154	74.7%	115	149	77.2%	110	155	71.0%
京	都	362	733	49.4%	390	754	51.7%	392	772	50.8%	398	787	50.6%	407	813	50.1%
大	阪	1,319	4,331	30.5%	1,500	4,461	33.6%	1,573	4,566	34.5%	1,558	4,652	33.5%	1,608	4,717	34.1%
兵	庫	442	874	50.6%	503	914	55.0%	543	933	58.2%	591	970	60.9%	598	978	61.1%
奈	良	116	165	70.3%	127	169	75.1%	130	173	75.1%	132	176	75.0%	133	176	75.6%
和哥		94	146	64.4%	91	143	63.6%	95	146	65.1%	93	144	64.6%	94	145	64.8%
鳥	取	57	66	86.4%	57	64	89.1%	56	65	86.2%	58	66	87.9%	59	67	88.1%
島	根	63	79	79.7%	62	80	77.5%	62	82	75.6%	65	85	76.5%	64	85	75.3%
岡	Ш	249	381	65.4%	256	397	64.5%	262	401	65.3%	272	408	66.7%	270	410	65.9%
広	島	303	560	54.1%	326	578	56.4%	329	583	56.4%	341	594	57.4%	340	607	56.0%
Ш		122	163	74.8%	126	170	74.1%	135	176	76.7%	137	177	77.4%	132	176	75.0%
徳	島	79	92	85.9%	86	96	89.6%	84	93	90.3%	83	93	89.2%	82	90	91.1%
香	Ш	102	172	59.3%	106	175	60.6%	107	172	62.2%	107	177	60.5%	112	184	60.9%
愛	媛	95	163	58.3%	100	166	60.2%	102	164	62.2%	103	166	62.0%	98	165	59.4%
高	知	63	88	71.6%	64	89	71.9%	65	86	75.6%	71	88	80.7%	73	90	81.1%
福	岡	655	1,195	54.8%	722	1,244	58.0%	746	1,286	58.0%	738	1,319	56.0%	766	1,373	55.8%
佐	賀	88	100	88.0%	91	103	88.3%	90	105	85.7%	92	108	85.2%	93	107	86.9%
長	崎	128	156	82.1%	133	163	81.6%	135	159	84.9%	137	161	85.1%	137	159	86.2%
熊	本	178	266	66.9%	185	273	67.8%	190	281	67.6%	192	282	68.1%	187	282	66.3%
大	分	100	156	64.1%	104	160	65.0%	103	161	64.0%	101	156	64.7%	102	159	64.2%
宮	崎	112	136	82.4%	117	142	82.4%	119	139	85.6%	113	136	83.1%	112	136	82.4%
鹿り		141	197	71.6%	141	207	68.1%	149	211	70.6%	149	217	68.7%	147	221	66.5%
沖	縄	129	254	50.8%	129	264	48.9%	144	268	53.7%	146	268	54.5%	149	273	54.6%
合	計	13,409	37,722	35.5%	14,272	39,027	36.6%	14,867	40,098	37.1%	15,177	41,155	36.9%	15,501	42,200	36.7%

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移 (地方事務所・支部別)

						(件)
地事務		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
札	幌	42	32	48	59	59
函	館	12	9	6	6	12
旭	Ш	5	12	2	9	13
釧	路	15	15	10	11	8
青	森	13	9	17	17	10
岩	手	6	11	23	15	16
宮	城	31	41	32	36	30
秋	Ш	6	9	8	5	4
Ш	形	7	8	9	17	8
福	島	27	31	30	33	16
茨	城	140	106	76	88	73
栃	木	27	52	47	69	42
群	馬	58	49	50	41	69
埼	玉	187	167	177	147	136
Ш	越	43	46	47	39	43
宇	葉	161	146	147	163	99
松	戸	37	56	34	34	25
東	, 京	266	170	194	200	214
多	摩	120	105	98	135	111
神系		232	183	257	215	252
JII	崎	49	39	60	45	53
小田		57	49	30	42	39
新	潟	43	44	55	47	42
富	Ш	15	21	21	18	19
石	Ш	9	19	7	17	15
福	井	13	15	4	0	15
Ш	梨	38	22	30	14	29
長	野	39	26	27	36	23
岐	阜	29	45	42	31	42
静	岡	32	20	20	11	14
浜	松	45	21	15	29	28
沼	津	29	33	16	36	33
愛	知	152	142	234	209	195
三	河	48	73	64	56	72
量	重	31	41	23	42	40
滋	賀	16	25	48	51	55
京	都	89	81	63	64	66
大	阪	399	373	333	474	479
兵	庫	99	111	131	105	103
姫	路路	54	46	40	39	35
阪	神	32	52	46	46	47
奈	良	38	29	34	31	26
和歌		27	24	28	14	16
鳥	取	9	7	13	10	10
島	根	10	12	7	13	9
	тіх Ш	67	73	71	47	51
広	島	66	95	91	84	74
Ш		36	23	33	36	31
徳	島	28	13	25	13	15
香	川	39	33	33	34	29
愛	媛		40	26	32	12
		55 19	8	17	17	
高	知					16
福	岡	164	182	143	135 43	121 38
北ナ		69	53	40		
佐	賀	40	37	24	14	13
長	崎	25	29	33	13	26
熊	本	40	25	20	42	26
大	分	7	24	13	15	26
宮	崎	47	40	43	26	14
鹿児		29	44	38	42	26
沖	縄	130	81	64	77	62
合	計	3,698	3,427	3,417	3,489	3,325